平成２８年（フ）第６８９号
東京都調布市東つつじケ丘１丁目１番地13グランドール西山３－Ｃ
債務者　林　　史晃
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６２３号
東京都青梅市今寺５丁目17番地の６サンライズフジ301
債務者　西村　　透
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５７５号
横浜市保土ケ谷区川島町651番地　ハイム向台４号棟101号、住民票上の住所横浜市神奈川区三枚町85番地１　山王森ハイツ４棟203号
債務者　橋本千代子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８３４号
神奈川県大和市西鶴間４丁目７番32号　エミーテラスＢ－103号
債務者　新屋　章一
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８３８号
横浜市神奈川区幸ケ谷12番地５
債務者　工藤　　正
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７１６号
神奈川県大和市深見西２丁目１番34―905号（前住所）
債務者　新田由紀子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第５５号
北海道赤平市大町１丁目２番地
破産者　有限会社赤平公益社
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第２号
富山県高岡市三女子113番地
破産者　大同製薬株式会社
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第２４号
富山県氷見市阿尾573　澤井則之方、開始決定時の住所富山県高岡市内免２丁目４番35号
破産者　澤井　　誠
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３７６号
岐阜市加納神明町３丁目１番地
破産者　株式会社正村
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５５８８号
大阪市淀川区加島１丁目22番30号
破産者　西口工業有限会社
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０４１号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目11番11号
破産者　大阪建設株式会社
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７６号
岡山県倉敷市南町８番20号
破産者　株式会社フナハシ食品
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第６７号
長崎県諫早市上野町523番地
破産者　有限会社うちだ
1　決定年月日　平成28年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３１７号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目20番18号
破産者　株式会社山下建設
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４１号
兵庫県たつの市誉田町福田203番地２
破産者　株式会社安田製革所
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第２０６号
香川県高松市牟礼町牟礼3013番地第３
破産者　有限会社ニューストーン
1　決定年月日　平成28年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第６号
最後の住所　秋田県横手市十文字町字通町３番地
破産者　亡佐藤順治相続財産
1　破産債権の届出期間　平成28年９月30日まで
2　一般調査期日　平成28年12月８日午前10時30分
平成28年９月９日　秋田地方裁判所横手支部